

| 第1回 横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会議事録 | |
|----------------------------------|---|
| 日 時 | 平成27年6月5日（金）10時～11時30分 |
| 開催場所 | 戸塚区役所8階 中会議室3 |
| 出 席 者 | 井出委員、川渕委員、菊池委員、柴田委員、渡辺委員 区) 地域振興課長 高嶋 区民利用施設担当係長 加藤、栗原、古尾谷 |
| 欠 席 者 | なし |
| 開催形態 | 公開（傍聴者3人） 公募要項及び選定評価基準の検討については、非公開、傍聴者退出。 |
| 議 題 | 1 委員長及び職務代理者の選出について 2 横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会概要の説明について 3 委員会の公開・非公開について 4 指定管理者公募要項等の内容について |
| 決定事項 | 1 委員長及び職務代理者の選出について 菊池委員を委員長、渡辺委員を職務代理者に選出 2 横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会概要の説明について 委員会概要と今後のスケジュールを確認 3 委員会の公開・非公開について 公募要項及び選定評価基準の検討については、選定等に直接影響があるため 非公開とする。 4 指定管理者公募要項等の内容について (1)横浜市踊場公園こどもログハウス第3期指定管理者公募要項(案)について 原案承認 (2)横浜市踊場公園こどもログハウス第3期指定管理者業務の基準(案)につい て 原案承認 (3)評価基準、プレゼンの時間について ・最低評価基準は100点満点のうち、7割とする。 ・選定委員会運営要綱第7条第4項に基づき、会議の議事は過半数で決し、 可否同数のときは、議長が決することとする。 ・1団体あたり30分の配分(プレゼン10分、質疑応答10分、審議10分)のうち、 プレゼン、質疑応答までは公開、審議は非公開とする。 5 議事録の公表について 区ホームページ等で公表することに承認。ただし、発言者の氏名は公表しな い。 |

| | |
|-------|--|
| 委員意見等 | <p>1 横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会概要の説明と今後のスケジュールについて 事務局) 今後のスケジュールは、6/15以降公募要項を配布、8/20、24あたりで第2回選定委員会の審議を経て指定候補者を決定し、9月から準備を進め、12月に横浜市会に上程する。</p> <p>委 員) 異議なし</p> <p>2 公募及び評価基準等について 委 員) 公募要項（案）P2（2）の位置づけがわかりづらい。主語がない。 応募者に（3）を守ってほしいということですよね？ また、評点と対応している訳ではないよね？ 事務局) 応募者に向けての説明。わかりやすくなるよう工夫をする。 評点とはリンクしていない。 委 員) 指定管理料の額は、この位ほしいという計画を出させるのか？ 市の計画を超えたなら、採用されないのか？ 事務局) 予算の範囲内で運営をしてもらうことになる。これが理由で採用されないということではない。 委 員) 災害等発生時の対応（P8）で昼間来ている子どもたちの対応について記載がない。応募者に対応についても提案させた方がよいのでは。 委 員) 不登校の子の受け入れをしているところもある。昼間の対応は必要。 利用者の手続きの仕方がわからないが、名前や利用時間などを記入するなど、何かあったら連絡できる体制になっているのか？ 事務局) 名前と連絡先を受付で記入してもらっている。 仕様書に受付業務や安全対策について明記されている。 委 員) 要項とともに仕様書を渡し、指定管理者は全て守ることになるのか。 公募要項と仕様書の関係がわかりづらい。 事務局) 要項に仕様書のことを触れるように工夫をする。 委 員) 地下迷路や建物周辺の状況についてよくわからない。レイアウト図にも記載がない応募者は現地に行き、初めて地下があることを知ることになる。運営は建物内だけなのか？建物周辺には及ばないのか？川崎では、どろんこ遊びができる。 事務局) 地下迷路の広さは床面積と同様。レイアウト図に地下迷路があることがわかるようにする。 ログハウス周辺については、別の管轄。アウトリーチして自主事業として、公園内で遊ばせるなどの提案はありかもしれない。 委 員) 利用者の具体的な安全対策は業者のマニュアル・判断に委ねることになるのか？ 事務局) 市（区）でマニュアルを確認し、双方で協議はする。市が所有者であり、委託業務なので、本市が責任を持つことになる。 委 員) 業者の提案が評価のポイントとなると考えている。 事務局) 評価点で見てもらえるとよい。</p> |
|-------|--|

| | |
|------|---|
| | <p>委 員) 評価基準項目（P11）は公表されるのか？</p> <p>事務局) 公募要項内に明記されるので、公表されることになる。</p> <p>委 員) 「4 事業の企画・実施」が手厚い。地域団体との連携の項目を設ける場合、既存の業者が強いのではないか？もし、新規業者が指定管理者になり、地域団体との連携の評価点が低かった場合は、区が間を取り持ち、地域との繋がりを作れるようにするのか？</p> <p>事務局) 現在も地域との間を繋いだりしているが、その場合は指定管理者と運営委員会と一体となって運営ができるよう協力をする。</p> <p>委 員) ログ周辺地域の基礎データ、人口、高齢者比率など、応募者に地域の様子がわかるようにしたらどうか？</p> <p>事務局) 「データでわかる戸塚」を用意する。</p> <p>既存業者であれば、これまでの地域団体との繋がりをどう進めるか、新規業者であれば、既存アドバンテージに負けない新規提案をしてもらえるように説明会でも説明をする。</p> <p>事務局) 最低合格ラインは6割とするところもあるが、最終的にはこの委員会で決定する事項。市民サービス等に繋がる質の高いご提案を望みたので、戸塚区では7割としたいと考えているがいかがか。前回応募業者は8割を超えている実績がある。</p> <p>万が一、7割に至らなかった場合は、2つの方法が考えられる。①不調としてやり直し、②付帯条件をつけて決定する。</p> <p>委 員) 7割で異議なし。</p> <p>事務局) 議事録の公表について、区ホームページ等で公表する。ただし、発言者の氏名は公表しない。</p> <p>委 員) 了承</p> <p>事務局) 第2回選定委員会だが、プレゼンテーション10分、質疑応答10分までは公開とし、審議は非公開としたいがいかがなものか。</p> <p>委 員) 異議なし</p> <p>事務局) 同点の場合は、選定委員会運営要綱第7条第4項に基づき、会議の議事は過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとする。</p> <p>委 員) 異議なし</p> <p>委 員) 審議資料はいつ頃届けてもらえるのか？</p> <p>事務局) お盆前までには資料を届けるようにする。</p> |
| 特記事項 | 次回は、8月24日（月）13時30分～15時30分 区役所8階 中会議室3にて開催予定 |